

新小山市民病院公式 Instagram 運用方針

(目的)

第1条 SNS として広く普及している Instagram を広報媒体として利用し、新小山市民病院（以下、「当院」）の情報を広く伝えるため、地方独立行政法人新小山市民病院ソーシャルメディア利用管理規程（令和6年規程第7号）第7条の規定に基づき、その運用に関する具体的な手順やルールをこの運用方針で定める。

(適用の範囲)

第2条 この運用方針は、当院公式 Instagram（以下、「本 Instagram」）を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第3条 本 Instagram のアカウントの管理は事務部総務課にて行う。

(アカウント名)

第4条 本 Instagram のアカウント名は、地方独立行政法人新小山市民病院（ユーザー名：shin_oyamacityhospital）とする。

(投稿者)

第5条 投稿者は、事務部総務課及び人事課とする。

(投稿内容)

第6条 本 Instagram の投稿内容は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 病院まつりや糖尿病教室等、市民向けイベントの案内
- (2) 医療職等職員の確保に係る採用情報
- (3) 病院職員の日常的な取り組みや、共済会等のイベントの様子
- (4) 面会制限、院内の工事等、患者、患者家族に関わる情報
- (5) その他事務部長が適当と認めた情報

(投稿時間)

第7条 原則として、平日の勤務時間内に行う。ただし緊急の場合は土日祝日においても行うものとする。

(意思決定)

第8条 投稿する際は、事務部長の決裁を得て行う。

(アカウントのフォロー、返信の制限)

第9条 Instagramのアカウントのフォローは、栃木県や小山市等当院に関する行政や、医療機関のアカウントのみとする。

2 投稿した記事にコメントがついた場合、原則返信は行わないこととし、同様にDM(ダイレクトメッセージ)に問い合わせメッセージが投稿された場合も、返信は行わないこととする。

(遵守事項)

第10条 この運用方針のほか、地方独立行政法人新小山市市民病院ソーシャルメディア運用管理規程を遵守するものとする。

附則

この運用方針は、令和7年1月10日から施行する。